

情報提供者

個人（研究員）

## 2-1 事故リスク対応費用の計算式の損害額の補正について

### 1)理由：

検証委は、事故の損害費用を 2011 年 12 月段階での見積もりで 5.8 兆円としている。これは、福島第一原発事故の事故損害費用を現段階で 7.9 兆円(検証委報告書図 19 を参照)と見積もり、それをモデルプラント 1 基がシビアアクシデントを引き起こした場合の費用に補正した費用である。

しかし、福島第一原発で明らかになった通り、地震動や津波といった自然災害をはじめとして、過酷事故が起こる事象の場合、同じサイトにある全ての原発が影響を受ける可能性が高い。1 基がシビアアクシデントを起こしながら、同じサイトにある他の原発が何の影響も受けず、安全停止できる保証はない。しかしながら、今回の補正では、あくまでモデルプラント 1 基が過酷事故を起こすとしており、同じサイトに立地する原発には影響を与えないものとしている。

しかし実際は、福島第一原発 1～4 号機事故に見られるように、地震動や津波といった過酷事故においては総体的破壊影響が起こる可能性のほうが高い。検証委の想定はこの点において現実とかい離しているのではないかと。そこで、日本国内の 1 か所の原子力発電所あたり、何基の原発があるか、「平均立地基数」を求めて、それらも福島第一原発と同じ状況に陥ると仮定すべきである。

### 2)データの根拠

日本には、原発は 54 基あるが、原子力発電所は 17 サイトある。つまり、1 サイトあたり、およそ 3 基の原子炉があることになる。これを平均立地基数とする。そのうえで、検証委が行った福島第一原発 1～4 号機の廃炉費用の見積もり補正と、発電施設の減損・核燃料の損失部分の補正において、1 プラントとしていた補正根拠を、平均立地基数 3 として補正する。そうすると、5.8 兆円と試算された事故による損害費用が 6.4 兆円になる。

表 損害費用の再補正(単位：億円)

費目	損害費用	補正額 (検証委)	再補正 額	再補正の考え方
廃炉費用	9,643	3,214	7,232	1～4 号機の廃炉費用推計を 1 基毎の費用に直し、1 サイトあたり 3 基にシビアアクシデントが起こると仮定し、基数で案分
原子炉冷却等費用未計 上分	13	4	10	
損害賠償費用	58,860	46,722	46,722	損害賠償費用のうち一過性の費用については出力とは関係なく計上し、毎年の費用についてはモデルプラントと福島第一の 1 号機から 3 号機まで
中間指針追補分	2,100	1,667	1,667	
除染関連費用(非重複)	5,775	4584	4584	

分)				の出力の比で補正したもの(検証委ママ)
行政費用(非重複分)	1,361	1081	1081	
発電施設の減損	1,017	904	2,712	モデルプラント3 基分を前提として計算
核燃料の損失	449	142	426	
合計	<b>79,218</b>	<b>58,318</b>	<b>64,434</b>	

## 2-1 事故リスク対応費用の計算式の事業者の年間発電電力量について

### 1)理由：

事故リスク対応費用を算出する際の、分母にあたる「事業者の年間発電電力量」が過大なのではないかと。検証委では、この事故対応費用を原子力事業者別に負担するのではなく、原子力事業者全体で積み立てることを前提としている。その上で、事業者の年間発電電力量を 2010 年度の原子力発電所の発電量 2882 億 kWh から福島第一原発の 1~4 号機の発電量 160 億 kWh を除いた 2722 億 kWh としている。

この問題点は、支払期間(40 年間)、2722 億 kWh の発電が可能とした前提にたっていることである。2722 億 kWh という数字は、福島第一 1～4 号機の発電量を控除しているとはいえ、その他の震災によって停止している女川原子力発電所、福島第一 5、6 号機、福島第二原子力発電所の発電量を含めている。しかも、福島第一 5、6 号機および福島第二原子力発電所は、放射能による影響のため技術的にも運転可能な状態にないことは明らかである。廃炉が決まっていないとはいえ、女川原発、福島第一原発 5、6 号機、福島第二原発は技術的に運転可能な状況にない。

事故リスク対応費用を 40 年間積み立てる設定なのであれば、分母の「事業者の年間発電電力量」は、少なくとも「技術的」に運転可能な発電所の発電量を基礎にすべきである。したがって、東日本大震災によって技術的に運転が不可能な状態にある女川原発、福島第一原発 5、6 号機、福島第二原発の発電量の 2010 年度の発電量は、分母の発電量から差し引いて考えるべきである。

### 2)データの根拠

女川原発、福島第一原発、福島第二原発の 2010 年度の発電量は、666 億 kWh である。これを同年度の全原発の発電量から控除すると、2217 億 kWh となる。つまり、分母は 2722 億 kWh よりも約 505 億 kWh 少なく見積もらなければならない。

	追加的廃炉費用	損害賠償費用	その他
東京電力に関する経営・財務調査委員会報告	9643億円 補正① 3214億円	5兆8860億円 補正② 4兆6722億円	5775億円 補正② 4584億円
環境省予算資料	4億円	*重複関係は明らかではないが、 下限を見積もるといふ観点から、 重複部分を最大に見積もると、 5707億円	904億円 + 142億円
大島委員提案資料	原子炉冷却等費用 未計上分 12億9800 万円 補正① 4億円	除染関連費用 1兆1482億円	1081 億円
原子力損害の判定等に関する中間指針追補(2011年12月6日)	1667億円	行政費用9340億4900万円(うち6951億4900万円が除染関連費用の内数、残りの2389億円のうち一度設立したり、知見を得てしまえば、次の事故時には同様のことを行う必要がないものを除いた1361億3500万円を計上) 補正② 1081億円	発電施設の減損(1016億円)・植燃料の損失(448億5500万円) 補正③ 904億円+142億円
		補正①: 廃炉費用については出力に依存しないと仮定し、福島第一~4号機の追加廃炉費用を汚染レベルの高い1~3号機の3番分で割って補正 補正②: 損害賠償費用のうち一過性の費用については出力とは関係なく計上し、毎年の費用についてはモデルプラントと福島第一の1号機から3号機までの出力の比で補正したもの 補正③: モデルプラントを前提として試算	
		合計 5兆8318億円	
現時点で推計不能とされている費目及び現時点で含まれていないことが明らかな費用		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生命・身体的損害</li> <li>○政府による航行危険区域及び飛行禁止区域の設定に係る損害など政府指示にかかる損害</li> <li>○地方公共団体等の財産的損害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(除染関係)</li> <li>○高濃度汚染地域対策費用</li> <li>○中間貯蔵施設整備費用</li> <li>○最終処分関係費用</li> </ul>
今後想定される動き	廃止措置に向けた中長期ロードマップ (東京電力等、年内)	特別事業計画(原子力損害賠償支援機構及び東京電力作成予定、適時)	対策地域内廃棄物処理計画/特別地域内除染実施計画 (環境大臣が策定予定)

(図 19) 現時点における損害額の整理表

